

自動車の整備管理について

整備管理者制度は、本来、使用者が道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」といいます。）第47条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について自主的に安全確保及び環境保全を図るための注意を払うべきであるものの、

- ・使用する自動車の台数が多い場合には、使用者自らが点検・整備について管理することが困難となり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがあること
- ・大型バスのような車両構造が特殊なものや、大型車タイヤの脱落等、事故の際の被害が甚大となる自動車を用いる場合には、専門的知識をもって車両管理を行う必要があること

等から、整備管理者を選任し、使用者に代わって車両管理を行うことにより、点検・整備に関する管理・責任体制を確立し、自動車の安全確保、環境保全を図るために設けられているものとなりますが、以下に整備管理をするにあたっての基本事項などを記載しますので参考としてください。

整備管理者の業務及び役割について

整備管理者に求められる業務は、上記の趣旨に基づいて、法第50条において「自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理」することとされています。

具体的には、整備管理者は少なくとも

- ・日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等に実施させること
- ・日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
- ・定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等に実施させること
- ・上記以外の随時必要な点検や適切なタイヤ脱着作業について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること
- ・日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等に実施させること定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
- ・点検整備記録簿、タイヤ脱着時の作業管理表（大型車）その他の記録を管理すること
- ・自動車車庫を管理すること
- ・上記に掲げる業務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること

の業務を行うことが必要です。

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」といいます。）第32条第1項の規定により、使用者は、整備管理者がこれらの業務を適確に遂行できる体制を整えるとともに、整備管理者に、上記の業務を行うために必要な権限を与えなければならないこととされています。

これは、使用者の内部組織における整備管理者の執行する業務とこれに伴う権限を明確

にし、自主管理体制の確立を図るとともに、整備管理者に使用者から独立した権限が与えられることにより、仮に利益追求を最優先する使用者が安全確保・環境保全を軽視して自動車を運行させようとした場合であっても、整備管理者が利益追求のみにとられることなく安全確保・環境保全の観点から運行可否の決定等を行い、適切な車両運用を確保させるために規定されているものです。

自動車の安全な運行のためには、適切な運行可否の決定が必要不可欠ですが、そのためには、日常点検の実施結果に係る情報が必要です。また、日常点検には、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に実施する項目もあり、そのような項目を適切に実施するためには、前日までの実施状況等を踏まえて日常点検を行ってください。

日常点検を実施した際には、その結果を点検実施者が記録したうえで整備管理者に報告するとともに、整備管理者がその記録の保存・管理に努めてください。

なお、記録の様式については特に定めはありませんが、少なくとも日常点検を実施した車両及び点検の実施結果（基準に適しているか否か及び基準不適合箇所）について確認可能であるものとしてください。

また、点検整備記録簿については、自動車に備え置き、定期点検整備等を実施したときに記載することが義務付けられていますが、整備管理者が適切に管理を行うためには、営業所等において記録の参照ができることが求められます。

- ① 定期点検整備の実施計画は、点検整備を実施した旨をその年月日等の情報とともに記載し、営業所において保存すること
- ② 点検整備記録簿やタイヤ脱着時の作業管理表等の写し、又は電子的記録等のこれらと同等と認められるものを営業所において保存すること

整備管理規程について

当該整備管理規程には、規則第 32 条第 1 項各号に掲げる権限に基づく業務が明記されていることが最低限必要ですが、それに加えて、いかなる権限を付与するか等については使用者の業態等によるものであることから、整備管理規程の策定に当たっては、事業用、自家用の別又は使用車両数等の実情をよく考慮してください。

また、整備管理規程は、タイヤ脱着作業等の自家整備作業についても可能な限り具体的に記述されていることが必要であり、規則第 32 条第 1 項各号に掲げる事項を形式的に記入等することで事足りりとするものがないよう特に留意してください。

使用者の義務

使用者は、法第 50 条の規定に基づき、整備管理者を選任し、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を整備管理者に処理させることはもちろんのこと、選任した後であっても、法に規定される自動車の点検・整備を行う義務、保安基準に適合した状態を維持させる義務、継続検査等の検査を受検する義務等を負っています。

このため、整備管理者を選任したからといって車両管理を整備管理者に任せきりにするのではなく、使用者自らも整備管理者が適切に車両管理を行っているか、自動車が適切に整備されているかについて、常に注意と指導・監督を怠ってはなりません。

上記に加えて、使用者は、規則第 32 条第 1 項の規定により同項に掲げる権限を整備管理者に与え、整備管理者が適切に業務を行うことができる体制を整えてください。

整備管理者の地位について

整備管理者の地位は、付与される権限の広狭により定まってくるものですが、その権限の広狭に関わらず、本質的に整備管理者は、使用者に代わり点検・整備を励行させる監督者ですので、使用者に対しては、安全確保及び環境保全を図るためから自動車の整備計画又は車庫の改善計画等を進言する第三者的性格があります。臨時検査のような強制手段によらずに、自動車の安全性を確保する手段としてこの第三者的性格に重要な意義を持っています。

このような性格をもつ整備管理者は、本来の業務を適確に遂行するためには、使用者の内部組織において、必要な地位を有する者であるべきです（自社選任の場合）。

整備管理者の解任命令

以下に該当した場合には、整備管理者の解任命令が行われることとなりますので、法令遵守の上、事業等を遂行してください。

- (1) 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、当該自動車について日常点検整備、定期点検整備等が適切に行われていなかったことが判明した場合
- (2) 整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、整備管理者が日常点検の実施方法を定めていなかったり、運行可否の決定をしていなかったりする等、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかったことが判明した場合
- (3) 大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年以内に同事故が発生していた場合（自動車運送事業者にあつては、行政処分等の基準における、「ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの」の再違反の適用を受ける場合。自動車運送事業者以外にあつては、同処分基準を適用する場合と同等と認められる場合。）
- (4) 整備管理者が自ら不正改造を行っていた場合、不正改造の実施を指示・容認した場合又は不正改造車の使用を指示・容認した場合
- (5) 選任届の内容に虚偽があり、実際には資格要件を満たしていなかったことが判明した場合又は選任時は資格要件を満たしていたものの、その後資格要件を満たさなくなった場合
- (6) 日常点検に基づく運行の可否決定を全く行わない、複数の車両について1年以上定期点検を行わない、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない等、整備管理者としての業務の遂行状態が著しく不適切な場合のような事例が発生した場合

※ここでいう「事故」とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第1号、第3号、第11号及び第12号に定めるものを指します。

※（3）の事故については、令和5年10月1日以降に発生したもののから適用されます。